

京都市訓令甲第 43 号

庁 中 一 般

消 防 局

教育委員会事務局

京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条中「, 会計室, 区役所及び」を「若しくは」に改める。

第4条の見出し中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改め, 同条各号列記以外の部分中「理財局長」を「行財政局財政担当局長 (以下「財政担当局長」という。)」に改める。

第6条中「写を理財局長」を「写しを財政担当局長」に改める。

第7条中「もとづく」を「基づく」に, 「写を理財局長」を「写しを財政担当局長」に改める。

第8条中「理財局長が必要」を「財政担当局長は, 必要がある」に改める。

別表第1備考中「理財局長」を「財政担当局長」に改める。

附 則

この訓令は, 平成21年4月1日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)